

# 広島司法書士会会則

---

## 第14章 司法書士の登録に関する事務

### (司法書士の登録等の事務)

- 第112条** 本会は、司法書士の登録に関し、連合会会則第53条において定める事務を行う。
- 2 本会は、司法書士会員の登録又は変更の登録の申請書を受け付けたときは、当該登録等の申請者が入会の手続をとった旨及びその他必要な意見を付して連合会に送付するものとする。
  - 3 会長は、前項の規定に関し必要がある場合は、次条の登録調査委員会に調査をさせることができる。
  - 4 会長は、登録等又は登録の取消しについて登録調査委員会に調査させたときは、その報告に基づき、調査の結果を連合会に報告しなければならない。

### (登録調査委員会)

- 第113条** 本会に、登録調査委員会を置く。
- 2 登録調査委員会は、登録又は変更の登録を申請した者の登録等に関し、必要な調査を行う。
  - 3 登録調査委員会は、前項に定めるもののほか、連合会から本会が委託を受けた登録取消事由の事実の有無に関し、必要な調査を行う。
  - 4 登録調査委員会は、委員3人をもって組織する。
  - 5 委員は、司法書士会員のうちから、理事会に諮り、会長が委嘱する。
  - 6 登録調査委員会は、委員長が招集する。
  - 7 委員の任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。
  - 8 委員は、委員長及び副委員長各1人を互選する。
  - 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、副委員長に事故があるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。
  - 10 第29条第2項及び第3項、第30条並びに第50条から第51条の3までの規定は、登録調査委員会の委員に、第49条第3項の規定は、登録調査委員会に、又第52条の規定は、登録調査委員会の調査について準用する。なお、この場合において、第50条から第51条の3までの規定中「委員」とあるのは「登録調査委員会の委員」と、第50条から第51条の2まで及び第52条中「会員」とあるのは、登録の申請の場合は「登録の申請をした者」と、変更の登録の申請の場合は「変更の登録を申請した者」と、第51条中「第49条第2項の調査」とあるのは「登録調査委員会の調査」と、それぞれ読み替えるものとする。

### (連合会への報告)

- 第114条** 本会は、司法書士会員が法第15条第1項各号のいずれかに、又は法第16条第1項各号のいずれかに該当したとき、又は該当すると思料したときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。
- 2 本会は、法第61条の規定により、会員に対し、注意を促し、又は勧告をしたときは、書面により、連合会にその旨及びその事由を報告するものとする。
  - 3 本会は、司法書士会員が法第47条第1号若しくは第2号の処分を受けたとき、又は法人会員が法第48条第1項第1号若しくは第2号の処分を受けたときは、書面により、連合会にそ

## 広島司法書士会会則

---

の旨を報告するものとする。

- 4 本会は、司法書士会員が第14条の規定により本会を退会したものとみなしたときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。